

屋久島町地域通訳案内士育成事業業務委託仕様書

1 業務名

令和 8 年度屋久島町地域通訳案内士育成事業業務委託

2 業務の目的

通訳案内士法第 54 条第 1 項に基づき策定し、観光庁長官の同意を得た「屋久島町地域通訳案内士育成等計画」に基づき、屋久島町（以下「本町」という。）におけるインバウンドの受入体制強化および質の高いガイド人材を確保するため、地域通訳案内士の育成研修および効果測定（口述試験）等の業務を民間のノウハウを活用して効率的かつ効果的に実施することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 24 日まで

4 委託料の上限額

金 3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

受託者は、「屋久島町地域通訳案内士育成等計画」に基づき、次の業務を実施すること。

(1) 受講生募集・受付業務（令和 8 年 11 月～12 月）

募集要項の作成（応募資格：英検 2 級以上・TOEIC550 点以上等、修了後の登録時に町条例に基づく登録手数料が別途必要となる旨を明確に記載すること）

広報・周知活動の実施（町広報、町ホームページ、屋久島観光協会等と連携した広報・周知）

受講申請の受付・要件確認（屋久島学・救急資格等保持者に対する科目免除の適正な審査および確認を含む）

受講生からの費用（教材費・テキスト代・実習実費等。以下「受講料」という。）の徴収に関する案内。なお、受講料の額は受講生 1 人あたり一律 10,000 円（税込）を上限とし、その具体的な算定根拠（テキスト印刷代や教材費等の内訳）を企画提案書に明記させること。（※受講料を徴収しない提案も可とする）

※ 科目免除の対象となる「地域に関する知識（屋久島環境文化財団主催のセミナー等）」および「救急救命（熊毛地区消防組合主催の講習等）」の受講・受験に係る費用については、本業務における受講料には含まれず、受講生による各関係機関への直接の別払い（自己負担）となる旨を募集要項等に明記し、受講申請者へ周知すること。

(2) 育成研修の企画・運営（令和 9 年 1 月～2 月）

講義および実技を含め、計 48 時間程度のカリキュラム実施

対象言語：英語

主な構成科目：屋久島学（自然・気象・リスク管理）、旅程管理（3 時間／屋久島特有の運行・事故対応マニュアル）、外国語実務・おもてなし等

講師陣の手配（屋久島の自然・文化に精通した地域専門家および実績のある英語専門講師等の確保）

会場手配、教材・テキストの作成・準備、受講者の出席管理および講義の進行管理

(3) 効果測定（口述試験）の実施（令和 9 年 2 月）

研修修了予定者に対する口述試験（1 人あたり 15 分程度）の実施

「緊急時における英語での誘導・状況説明能力」を必須審査項目として組み込むこと

審査委員（英語面接官および安全管理の専門家等）の手配および合否判定の集計・報告

(4) 成果品および実績報告（令和 9 年 3 月）

研修修了者・効果測定合格者一覧の作成

研修実施報告書（出席状況、講義写真、アンケート結果等をまとめたもの）の提出

(5) その他提案事項

委託料上限額の範囲内において、本事業の成果向上および円滑な実施に資する独自の取り組みや提案がある場合は、本町の承諾を得て実施することができる。

6 業務の進捗管理及び打合せ

- ・受託者は、契約締結後速やかに詳細な業務実施計画書および工程表を作成し、本町の承認を得ること。
- ・業務の進捗状況を共有・確認するため、必要に応じて本町と密に打合せを行うこと。

7 実績報告および完了検査

(1) 実績報告書の作成・提出

受託者は、業務完了後速やかに、業務の内容を記録し効果を検証した実績報告書を作成し、提出すること。

(2) 成果品の納品

受託者は、以下の成果品を紙媒体 2 部および電子記録媒体（CD-R、USB メモリ等）にて本町に提出し、完了検査を受けるものとする。

業務完了報告書（研修実施状況・講義写真、アンケート結果等をまとめたもの）

養成研修で使用したテキスト、教材、配布資料等のデータ

受講生名簿、受講者出席簿、及び効果測定（口述試験）結果一覧

(3) 研修テキスト等の著作権の帰属

本業務の履行に伴い、受託者が新規に作成した研修テキスト、講義資料、データ等の成果物に関する一切の権利（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、業務完了（検査合格・委託料支払い）をもって、全て屋久島町に帰属（移転）するものとする。

(4) 受講料の徴収総額に係る精算

受託者が受講生から直接徴収した受講料の総額（確定分）については、業務完了時における実績報告・精算（契約変更）において、委託料の確定支払額（上限 3,000,000 円）から当該

受講料収入の総額を差し引いて支払うものとする。

(5) 完了検査

業務委託の完了検査は、提出された実績報告書および成果品により行う。

8 その他特記事項

(1) 権利侵害および損害賠償

業務の履行に際し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、本町の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担においてこれを処理解決すること。

本町に損害が生じた場合には、受託者はその損害を賠償しなければならない。

(2) 費用の負担

業務委託に関する協議等のため受託者が要する費用（交通費、通信費等）は、すべて受託者の負担とする。

(3) 再委託の制限

受託者は、業務委託の処理を他に一括して委託し、または請け負わせてはならない。ただし、研修講義・語学指導・講習運営等、業務の一部を専門機関等へ委託する場合であって、あらかじめ書面により本町の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守するとともに、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。

(5) 秘密保持および個人情報の保護

受託者は、個人情報の取扱いについて「個人情報の保護に関する法律」および「屋久島町個人情報保護条例」等に基づき適正な管理を行うこと。また、業務遂行上知り得た情報または秘密について、本町の承諾なく第三者に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、または契約が解除された後においても同様とする。

(6) 事故等発生時の迅速な報告

受託者は、業務実施において事故や課題等が発生した場合には、直ちに本町へ報告し、指示を受けること。また、業務遂行上で発生した事故等による損害については、原則として受託者の責任において処理解決するものとする。

(7) 苦情等の対応

受託者は、受講生および関係者からの業務委託に係る苦情等について、責任を持って誠実に対応するものとする。

(8) 関係書類の保管および検査協力

受託者は、業務委託に関する会計関係書類・経理書類等を整備・保管（契約終了後 5 年間）し、本町から書類の提出請求や実地検査等の要請があった場合は、これに協力しなければならない。

(9) 仕様等の変更および疑義の決定

業務委託の内容について、本町と受託者との調整の中で変更が生じる場合は、両者協議の

上で決定する。また、本仕様書に記載のない事項および業務上疑義が生じた事項については、その都度本町と受託者が誠実に協議して決定するものとする。